

平成30年度社会福祉法人指導監査の実施状況

法人名・施設名	社会福祉法人琴浦町社会福祉協議会
監査の種類	社会福祉法人指導監査
監査実施日	平成30年10月2日
実地・書面の別	実地
監査担当課	鳥取県福祉保健部 ささえあい福祉局 福祉監査指導課

(総評)

- ・ 前回指摘事項については、前向きに改善に取り組んでおり、概ね改善されていた。
- ・ 会計面について、一部不備が見受けられたが、概ね適正に法人運営がなされていると認められる。

文書指摘事項		是正・改善状況報告
1	<p>理事について、理事会を2回続けて欠席している者が見られた。</p> <p>については、事務局は出席が可能なように日程調整を行うとともに、調整を経てもなお欠席が続く場合は、理事の改選について検討すること。</p> <p style="text-align: center;">(審査基準第3の1(3))</p>	<p>出席可能となるような開催日の調整と早期に開催案内を通知することで理事会への出席を要請する。</p>
2	<p>計算書類の附属明細書について、拠点区分資金収支明細書(別紙3⑩)及び拠点区分事業活動明細書(別紙3⑪)が作成されていなかった。</p> <p>については、附属明細書の作成について、様式に従って作成し、計算書類との整合性を図ること。</p> <p style="text-align: center;">(運用上の取扱い25(2)ア、イ)</p>	<p>附属明細書の作成については、様式に従って作成し、計算書類との整合性を図る。</p>
3	<p>有形・無形リース資産を計上していないにもかかわらず、会計基準移行後の所有権移転外ファイナンス・リース取引の会計処理について注記に記載していた。</p> <p>については、留意事項に基づき、計算書類の注記を作成するに当たって、該当がない場合には当該項目に「該当なし」などと記載すること。</p> <p style="text-align: center;">(運用上の取扱い24、別紙1、2、留意事項25(2))</p>	<p>注記を作成する際に該当がない場合には当該項目に「該当なし」と記載する。</p>